

平成23年度事業計画(案)

I. はじめに

3月11日に発生した東北地方太平洋沿岸を中心とする東日本大震災では、これまでに経験したことのない地震の強さや巨大津波に加えて、安全だと言われていた原子力発電所からの放射能漏れなど震災の被害は甚大で日本は危機的状況になっている。この状況を乗り越えるためには、支え合う気持ちを持って日本が一つになることが大切で、震災に影響のなかった地域が被災地を全面的に援助する体制を整えなければならない。沖縄県司法書士会は被災地の人々が一日でも早く立ち直れるよう復旧復興を支援していく。

平成23年度は政治も経済も復興支援に向けた活動一色になり、多くの特別立法の成立が予定されている。また、被災者も全国各地に避難し、法的援助も欠かせない。法律専門家である司法書士の位置づけは重要になり、市民に身近に寄り添う法律家として司法書士に対する期待も高まると思われる。

そこで大切なことは市民目線を忘れないことであることを確認したい。市民の利益（ニーズ）を考えながら、全国各地に存在する司法書士が復興支援や社会構造の変革に果敢に取り組んでいかなければならない。

本年は奇しくも当会が戦後再建されて60年の節目にあたる。市民公開講座を開催して、市民に対し法的情報を提供していく。

個別事業としては、前年度開設したやんばる総合相談センターや認証取得を目指しているADRを軌道に乗せる。さらに、市民が司法書士へアクセスしやすいようホームページを改定して、市民への法的サービスを拡充させていく。

また、業界大手武富士の会社更生があったように債務整理業務が転換期にきている。今後は債務整理業務を単に法的整理をすればいいと考えるのではなく、債務者の生活再建と捉え貧困や自殺問題にも積極的に取り組むことが必要である。

無縁社会というNHKの番組が大きな反響を呼んだ。少子高齢化で独り世帯が増え、人々のつながりが薄れてきている社会においては、全国各地にあまねく存在する司法書士が市民に寄り添って伴走することにより、その存在感はいよいよ増していく。そのために本会としてプロボノ活動を奨励していく。

最後に、組織において最も重要な財産は人材である。今年度は人材育成に積極的に取り組んでいく。また、事務局の執務環境を整え、会員や事務局が活動しやすい組織にしていく。

Ⅱ. 司法書士を取り巻く状況

1. 不動産登記, 取引立会関連業務

平成23年2月14日に開始された新オンラインシステムの情報提供を随時行っていき, 会員の業務がスムーズに行くように注視していく。また, 使いやすくなった新しいシステムで, さらに利用率が向上するよう啓蒙活動をしていく。

高齢化社会を迎え, 相続や遺言の相談が多くなりつつある。また, 沖縄県は移民が多く相続が複雑の上, 戸籍等も戦禍で消失し複雑困難な登記に遭遇することが少なくない。相続の手続は住宅建築など何らかの経済的活動に端を発しての依頼が多いが, それを解決することは経済活動にも資することになる。そこで, 本年度は涉外相続登記や複雑困難な相続手続, 遺言や遺言執行にまつわる登記手続きについて研修を企画していく。

その他, 不動産登記に関してタイムリーな情報を提供し, 必要ならば研修等も企画していく。

2. 商業・法人登記等企業法務関連業務

経済活動が活性化するには企業家の誕生が必要である。企業家が活動するには会社の設立が必要になり, 会社の運営が重要となる。司法書士は企業取引の安全のため商業登記手続きを代理できる唯一の資格者団体であり, 国民に対して企業活動を円滑に行えるようサポートする責務がある。そこで, 本年度も商業登記委員会を継続させ, 商業・法人登記等企業法務関連業務を研究して研修会を開催する。

3. 簡裁代理・裁判事務関連業務

債務整理においては過払事件が減少する傾向のなか, 破産手続や個人再生手続が重視される。そこで, 倒産法の基本である破産法を中心とした研修をしていく。

日司連は悪質商法被害者救済事業の推進と消費者行政との連携を掲げている。それに対応するため, 割賦販売法・特定商取引法・消費者契約法等の研修を開催する。

雇用情勢が厳しいなか労働問題の相談も少なくない。市民の権利意識も高くなり, 専門家に対する期待も大きいので, このテーマについても研修を開催する。

近年, 家庭裁判所における手続が増加してきている。後見人選任申立についても即日事情聴取が採用され, 申し立てから数日で審判に至るな

ど改善がなされている。そこで、成年後見制度を中心にリーガルサポートと連携しながら研修を行う。

4. 関連団体（政治連盟・リーガルサポート・青年の会）への支援活動

日司連は制度の更なる発展のために司法書士法改正に取り組んでいるが、改正には政治連盟の活動が不可欠である。記憶に新しいところでは貸金業法改正の活動があり、今後の法改正の対応でも日本司法書士政治連盟沖縄県会との連携をとる。

高齢者の法律問題（高齢者虐待防止等）に対応するため公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と協議する。各地に設置された地域包括支援センター等と情報交換を行い、会議等にも参加できるよう働きかけたい。

また、成年後見事件の増加により、後見人となる人材輩出も重要となる。そこで、リーガルサポートの会員普及活動に協力しながら、成年後見制度の発展のため連携する。

沖縄県司法書士青年の会は次代を担う司法書士会の重要な団体である。社会問題にも積極的に対応し、本会の活動にも刺激をあたえてくれる存在である。本年度も市民のための活動を連携していく。

5. プロボノ活動

プロフェッションには公益活動ないしプロボノが必須である（月報司法書士2010年12月号）。あまねく存在する司法書士が市民に寄り添いながら伴走し、市民のためのくらしの法律家になるため力を注ぎたい。

また、高齢者虐待防止や自殺対策について地域連携を奨励し、行政や各種団体等と積極的に連携を取りながら市民への法的サービス向上に取り組んでいきたい。

※ **プロボノ (Pro bono)** は、各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身(出典:フリー百科事典『ウィキペディア』)

以上をふまえ、平成23年度の重点事業並びに個別的事業計画を計画した。

Ⅲ. 事業計画の具体的推進

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

重点第2. 広報活動の充実

重点第3. 戦後再建60周年記念事業

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[総務部・相談事業部・企画部・
広報部]

1 法律相談の充実

- (1) 沖縄県多重債務対策協議会や市町村が開催する「多重債務者相談強化キャンペーン」の実施に合わせた多重債務相談会の開催
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）, 「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）, 所属相談員による無料の面談法律相談を実施する。
- (3) 行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談」に毎月一回, 同事務所主催による特設「一日合同行政相談」に, それぞれ, 司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (4) 那覇市, 同市小禄支所(主催:行政評価事務所), 浦添市(夜間法律相談を含む), 豊見城市, 那覇市社会福祉協議会, 南城市社会福祉協議会, 浦添市社会福祉協議会, 北谷町社会福祉協議会, 沖縄市社会福祉協議会, 石垣市社会福祉協議会, 中城村社会福祉協議会, 沖縄県労働者福祉基金協会（那覇市, 沖縄市）等の行政機関に, 司法書士総合相談センター所属相談員を中心として相談員を派遣する。
- (5) 紹介依頼に対し, 最寄りの会員を紹介する。
- (6) 司法書士総合相談センター所属相談員による, 離島での無料電話法律相談を常設する。また, 電話相談の利用を促進するため, 離島の地方自治体への広報を工夫する。
- (7) 司法過疎地域への法的サービスのために, 会員のいない離島での法律相談会を開催し, 離島の自治体と連携し, 住民に対し司法書士制度を広報する。
- (8) 裁判所を中心とする法曹関係機関主催の「憲法週間」「法の日週間」における無料法律相談に司法書士を相談員として派遣し, 法曹関係機関との協力関係を強化する。また, 法テラス主催の無料法律相談に相談員を派遣する。
- (9) 日司連から要請のある次の各種相談会を実施する。
 - ① 9月「敬老の日 成年後見相談」

- ②10月「全国一斉司法書士法律相談」
- ③2月「相続登記相談」（特設会場を設置した相談会の開催）
- ④その他の相談会
- (10)沖縄県主催の「自殺予防キャンペーン」期間における多重債務の無料相談を行う。
- (11)消費者庁の消費者月間の企画に合わせて、各司法書士事務所において1ヶ月間消費者トラブル案件の無料相談を行なう。
- (12)消費者金融会社等の破綻があった場合、利用者の利益を守るため、緊急相談会などを行なう。
- (13)司法書士総合相談センターの充実とさらなる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員等に対しては、相談技法向上の為、同席研修を奨励する。
- (14)やんばる総合相談センターの事業運営の充実及び広報に注力する。
- (15)ADR認証後の事業運営の充実及び広報並びに調停人・管理者の養成に注力する。
- (16)沖縄県自殺対策緊急強化事業補助金を活用した相談技法研修会を開催する。

2 社会貢献

- (1)司法書士のプロボノを推進し、他団体と連携しながらさまざまな社会問題に積極的に対応する。
- (2)東日本大震災に対応する特別委員会を設置し、被災者に対する支援事業に積極的に協力する。

3 講師派遣

- (1)消費者教育の一環として、県内高等学校へ講師を派遣する。
- (2)県内各団体等から要請があれば、会員を講師として派遣する。
- (3)会員講師養成及び人材育成のためのプログラムを策定する。

重点第2. 広報活動の充実

〔総務部・広報部・相談事業部〕

会員への情報伝達の簡易迅速化及び会員が容易に情報を入手できるようホームページを大幅に改定する。

改定に際しては、情報を蓄積集約し検索機能を持たせ、会員が利用しやすい設計にして事務局の負担も軽減する。

また、市民向け相談会等の情報提供を随時提供できるシステムを構築する。

重点第3. 戦後再建60周年記念事業

〔企画部・広報部・研修部〕

- (1)高齢者問題に関する戦後再建60周年記念市民公開講座を開催する。
- (2)上記公開講座終了後に無料法律相談会を開催する。

第2. 個別事業

1. 研修制度の充実

〔総務部・研修部〕

1 会員研修（単位制）

(1)集合研修会

- ①倫理研修
- ②新法・法改正研修
- ③その他実務に関する研修

(2)支部研修会

支部主催の研修会を奨励する。

(3)連合会主催研修会への参加呼びかけ，奨励

- ①特定分野研修会
- ②法令一斉研修会

(4)九州ブロック会員研修会への参加呼びかけ，奨励

日 時 平成23年9月10日(土)

場 所 宮崎県

テーマ 「司法書士の相談を考える」

2 新入司法書士会員研修

(1)新入司法書士会員配属研修

(2)新入司法書士会員一般研修会

日司連新人研修会，ブロック研修会と整合性のとれた研修会を実施する。

3 補助者研修会

4 研修方法の検討

近年各委員会の研修が多くなり，時期により研修日程が偏ることが少なくない。そこで，研修部を中心に研修日程を事前に調整する。

2. 業務の改善

〔総務部・企画部・研修部・相談事業部〕

1 基本業務

- (1)不動産登記法への対応
- (2)商業登記法への対応
- (3)裁判事務への対応
- (4)オンラインシステムへの対応

2 法テラスとの連携強化

(1)司法支援関連事業

窓口専門職員の派遣を継続する。

法テラスから要望がある場合、司法書士による法律相談に相談員を派遣する。

(2)民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

3 リーガルサポート沖縄支部への支援

司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、全面的に同支部を支援する。

4 会員の執務に対する対応

(1)司法書士倫理の研修

日司連年次研修の積極的受講を奨励する。

(2)任意業務賠償保険加入の促進

(3)綱紀事案に関する説明会の開催

(4)登記業務の円滑な処理が行えるよう法務局，土地家屋調査士会，司法書士会三者で構成する登記業務の適正処理対策委員会に委員を派遣する。

3. 組織の充実強化

〔広報部・共済委員会・総務部・経理部〕

1 支部長会の充実

各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

2 会員への情報伝達

(1)メール会員のさらなる増加に努めるとともに、原則として同会員へはメールのみによる情報伝達を行う。

(2)連合会及び全国会長会，九州ブロック理事会等の情報・報告を早期に伝達する。

- (3) 毎月 1 回，会務情報紙を発行する。
- (4) ホームページを活用し，会員への伝達を行う。
- 3 共済制度，福利厚生事業
 - (1) 共済制度の充実
 - (2) 福利厚生事業
- 4 事務局の強化，会務の電算化，情報伝達方法の IT 化
- 5 政治連盟，リーガルサポート，青年の会との協議，情報交換
- 6 規則等の改善の検討
- 7 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立金の着実な履行
 - (2) 特別事業のための財務調整積立金の着実な実施
 - (3) 会費自動振替の促進

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1 非司排除活動

法務局から司法書士法に違反する事実の有無についての調査要請があれば各支部協力のもと実態調査を行う。

2 隣接職能団体及び関係機関団体との協調，連携

5. 広報活動

[広報部]

1 広報的相談活動の実施

(1) 相続登記はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内 2 紙に投稿し，2 月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(2) 役員変更はお済みですか月間

沖縄タイムス・琉球新報の県内 2 紙に投稿し，5 月の実施期間中，会員事務所において無料相談を実施する。

(3) 法の日司法書士無料法律相談会

各支部協力のもと，支部毎に無料法律相談会を実施する。県内で発行される新聞に有料広告を行う。

2 広報

社会問題に対する会長声明・司法書士会見解等の発表を積極的に行う。

- 3 破産申立て事例等に関するアンケートの収集及び調査報告のホームページ掲載
- 4 会報の発行

第10号議案